

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件委託契約に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
愛媛県家庭系食品ロス実態調査業務
- (2) 委託業務の内容等
別添仕様書のとおり。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで
- (4) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5～7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（参考）地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第一百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 開札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。
 - (3) 過去において、国又は地方公共団体から、本件委託業務と同様の業務を受託した実績があること。
- (注) 入札参加資格条件(3)の「本件委託業務と同様の業務」とは、家庭系可燃ごみ等に関する調査業務とする。

3 入札参加資格の確認

入札参加者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

- (1) 必要書類
 - ア 誓約書（様式1）
 - イ 入札参加資格確認書（様式2）及び添付資料等
- (2) 入札参加の可否の通知

提出された入札参加資格確認書等の内容を確認し、入札参加の可否について、入札の前日までに提出者へ「入札参加資格決定通知書」により通知する。
- (3) 入札参加資格確認書の提出方法
 - ア 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
(※来庁される場合は松山市一番町4-2 NTT愛媛ビル2棟 4階にお越しください。)
愛媛県 県民環境部 環境局 循環型社会推進課 計画推進グループ
電話 (089) 912-2356
 - イ 提出期限

令和7年6月10日（火）午後5時15分まで
 - ウ 提出方法

持参又は郵送（期限内必着）
- (4) 製造の請負等に係る競争入札参加資格を有しない者は、製造の請負等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「製造の請負等申請書」という。）を知事に提出し、入札日までに資格を取得すること。

製造の請負等申請書の提出先
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県 出納局 会計課 用品調達係
電話：089-912-2156
- (5) その他
 - ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
 - イ 提出された申請書は返却しない。
 - ウ 申請書について説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、令和7年6月17日（火）までに3(3)アに掲げる場所に直接提出すること。
- (3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、令和7年6月20日（金）までに、書面により行う。

5 入札書の提出等

- (1) 入札書の提出場所

松山市一番町4-2 NTT愛媛ビル2棟 4階 経済労働部会議室
- (2) 入札書の提出方法

入札場所で直接提出
- (3) 入札書の提出日時

令和7年6月23日（月）午前10時00分

- (4) 開札の方法
入札終了後、即時開札

6 入札の留意事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、3 (3) アに掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、本書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者は又はその代理人は、別紙様式による入札書（様式4）及び委任状（様式3：代理人の場合）を直接提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（様式4）を提出しなければならない。
 - ア 委託業務名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封かんのうえ提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (11) 入札金額は、本件委託業務に要する費用一切の諸経費を含めた金額を記載することとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 開札の留意事項

- (1) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加するものに必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (2) 開札の日時及び場所は5 (1)～(4)のとおり
- (3) 開札は入札担当者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (4) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に係る職員（以下「入札関係職員」という。）及び(3)の立会職員以外の者は入室することができない。

- (5) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (7) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (8) 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (9) 予定価格制限範囲内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいない場合は、2回を限度として見積に移行するものとする。

8 入札保証金

会計規則第 135 条から第 137 条までの規定による。

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

9 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 委託業務名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く）
- (5) 委託業務等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札書

10 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

11 契約保証金

会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

12 契約書の作成

- (1) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (3) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札参加資格確認書の提出に併せて電子メール（宛先：junkan-shakai@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言葉並び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

13 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

14 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた委託業務に係る仕様について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

15 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人が、本件の入札契約手続きに関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人が負担するものとする。
- (2) 本件委託業務に関しての照会先は、3 (3) アに掲げるとおり。